

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	北海道森林管理局庁舎木部外壁塗装工事 札幌市中央区 平成25年10月24日～平成25年11月22日 外壁木部(羽目板)の木材保護塗料による塗装工事一式	支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 古久保英嗣	札幌市中央区 宮の森3条7丁目70	H25.10.23	佐藤工業株式会社	東京都中央区 日本橋本町4丁目12-19	予決令第102条の4第4号(ロ)(有利随意契約)	4,514,235	4,410,000	97.6%	—	耐震化工事の請負者に請け負わせることにより、現場における共通仮設費が不要となるなど、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約できる見込みがあること	③ロ	—
2	砂沢災害復旧調査業務 (山形県西村山郡西川町大字月山沢字石御堂ヶヶ嶺国有林104林班) 平成25年10月23日～平成25年11月22日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 山形県森林管理署長 島津義史	山形県寒河江市元町一丁目17-2	H25.10.22	国土防災技術株式会社 山形支店	山形県山形市松菜一丁目5-41	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,989,000	1,890,000	95.0%	—	平成25年7月18日の集中豪雨により寒河江ダム上流部の砂沢地区において大規模な崩壊等が発生し、村山地方に広い範囲で水道水を供給する寒河江ダムに大量の土砂等が流出した。今後の豪雨等により、更に土砂流出が拡大し寒河江ダムの水質汚濁が貯水機能に懸念を及ぼすことから、災害復旧のため緊急に調査する必要がある。	③イ	—
3	仙台東災害復旧関連区画整理事業 六郷4ブロック区画整理工事 宮城県仙台市若林区井土地内 平成25年12月13日～平成26年6月30日 土木一式工事	支出負担行為担当官 東北農政局局長 佐々木康雄	仙台市青葉区本町3-3-1	H25.12.12	山和建設株式会社	山形県西置賜郡小国町大字町原93-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	331,970,400	312,120,000	94.0%	—	本工事は、津波により甚大な被害を受けた仙台東地区における最初のほ場整備事業実施区域であり、被災農家から一刻も早い営農再開を切望されている区域であることから、平成26年7月からの営農再開を図るため早期に着工すべく、平成26年11月に指名競争による入札を実施したが、一者応札となったため入札中止に至った。 被災農家の生活再建を図るためには、生活基盤の柱である営農の一刻も早い再開が必要であることを踏まえ、平成26年7月からの営農再開は必要不可欠であるが、競争による契約手続きでは到底間に合わないため緊急随意契約とした。	③イ	—
4	平成25年度徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム洪水吐下流河道取付水路法面対策工事 鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝地内 H25.10.21～ H26.3.24 土木一式工事	支出負担行為担当官 九州農政局局長 吉村馨	熊本県熊本市西区春日2-10-1	H25.10.21	鹿島・フジタ・株木徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム建設工事共同企業体	福岡県福岡市博多区博多駅前3-12-10	予決令第102条の4第4号(イ)(有利随意契約)	214,903,500	214,200,000	99.6%	—	本工事は、平成21年度契約の徳之島ダム第三期建設工事、平成23年度徳之島用水(一期)農業水利事業徳之島ダム洪水吐下流河道取付水路工事に引き続き施工するものであるため。	③ロ	—
5	西諸(一期)農業水利事業浜ノ瀬ダム仮排水路閉塞工建設工事 宮崎県小林市須木島田町及び東方地内 H25.10.29～ H26.5.7 土木一式工事	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本 晃	宮崎県小林市堤3020-5	H25.10.29	清水建設株式会社 九州支店	福岡市中央区渡辺通3-6-11	会計法第29条の3第4項(その他)	69,822,000	69,120,000	98.9%	—	本工事は浜ノ瀬ダム第二期建設工事において対象工事となっていたが、試験湛水時期の延伸に伴いやむなく対象外となった工事であり、施工者による一貫した施工がダムの機能・安全・品質を確保するとともに、ダム貯留機能に問題が生じた場合は、かし担保責任の範囲が不明確となることを踏まえ既業者にて施工するものである。	③ロ	—
6	ブルームバーグ・プロフェッショナルサービス提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.10.1	ブルームバーグ・エル・ピー	東京都千代田区丸の内2-4-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,544,760	—	—	世界各国における過去数年に遡った海外取引所の相場情報のデータを入手できる手段は、ブルームバーグが提供するプロフェッショナルサービスしかないため	①ニ(ハ)	—
7	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(穴アキ(法律案・理))の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長谷川博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.10.17	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	—	1,820,000	—	0	法律案の印刷製造を行っているのは(独)国立印刷局以外になく、競争を許さないため(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)	①ハ	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
8	土壌炭素貯留量の算定業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.11.1	独立行政法人 農業環境技術研究所	茨城県つくば市 観音台3-1-3	会計法第29条の3第4項(特定情報)	-	7,904,000	-	-	我が国の農地土壌における炭素貯留量を当該算定システムを活用して実施するため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、算定システムを所有する唯一の者である独立行政法人農業環境技術研究所と随意契約を締結する。	①ニ(ハ)	-
9	平成25年度一般会計補正予算書(第1号)外の印刷製造	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房 経理課長 長谷川 博章	東京都千代田区霞が関1-2-1	H25.12.26	独立行政法人 国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	-	2,417,102	-	-	予算書の印刷製造を行っているのは(独)国立印刷局以外に無く、競争を許さないため(財務大臣通知1(2)①のハに該当するため)。	①ハ	-
10	NACCS(植物検疫関連業務機能)利用契約	支出負担行為担当官 横浜植物検疫所長 川口 嘉久	横浜市中区北仲通5-57	H25.10.11	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	川崎市幸区堀川町580	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	517,260,004	-	-	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律により輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムの契約者が一に定められているため	①イ(イ)	-
11	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(動物検疫検査手続機能)利用一式	支出負担行為担当官 動物検疫所長 吉田 稔	横浜市磯子区原町11-1	H25.10.11	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	988,379,055	-	-	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律により輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムの契約者が一に定められているため	①イ(イ)	-
12	フライト情報提供料	分任支出負担行為担当官 動物検疫所成田支所長 小田 茂	千葉県成田市古込字古込1-1	H25.11.13	空港情報通信株式会社	成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	-	1,344,000	-	-	空港情報通信(株)が設置するビデオ設備を使用し、同社からフライト情報の提供を受けるものであり、契約の目的が競争を許さない。	①ロ	-
13	造林事業請負 保育間伐活用型 1,338m3	分任支出負担行為担当官 下北森林管理署長 丹藤 卓司	青森県むつ市金曲一丁目4-6	H25.10.31	有限会社川崎造材	青森県むつ市大畑町湯坂下37-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	10,483,200	7,140,000	68.1%	-	一般競争入札により平成25年5月27日に契約し、平成25年5月28日から平成25年12月16日の事業期間で事業を実施していたところ、10月上旬に契約相手方から資金繰りの悪化を理由に事業実行できない旨の届け出があったため、契約約款に基づき本契約を解除することとした。契約解除にあたり実行部分を検査したところ、事業場所の林内には伐倒木、一部造材された丸太、さらに土壌に搬出されないままの丸太が多数存置されており、事業場所がむつ湾に流れ込む河川の上流部に位置し沢溜みであるため、今後の台風や豪雨等により伐倒木、造材された丸太や土砂が流出し、むつ湾内及び川沿いの人家等に甚大な被害を及ぼすことが懸念されることから、着手済の事業箇所について緊急に契約する必要がある。	③イ	-
14	靑生野国有林森林除染事業一式	分任支出負担行為担当官 棚倉森林管理署長 池田 敏	福島県東白川郡棚倉町棚倉字館ヶ丘73-2	H25.10.10	株式会社グリーンサービス福島	福島県東白川郡矢祭町関岡字小坂77	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,942,500	-	-	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があるため、早期に契約する必要があるため。	③イ	-
15	関寺国有林応急対策作業 (その2)	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本 浩	大津市瀬田3-40-18	H25.10.8	株式会社 今井組	京都府京都市北区上賀茂朝露ヶ原町15	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,176,000	-	-	9月16日の台風18号による集中豪雨により、滋賀県大津市の関寺国有林において溪流内の土砂が下流の住宅地、国道、鉄道等へ流出するなど被害を及ぼした。このまま放置しておくと被害が拡大する恐れがあるため、緊急に土砂等を撤去する必要がある。	③イ	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
16	追分国有林外3応急対策作業	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本 浩	大津市瀬田3-40-18	H25.10.8	株式会社 野村造園土木	京都府京都市右京区嵯峨大沢柳井出町26-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	10,330,136	—	—	9月16日の台風18号による集中豪雨により、滋賀県大津市の追分国有林外において溪流内の土砂が下流の住宅地等へ流出するなど被害を及ぼした。このまま放置しておく被害が拡大する恐れがあるため、緊急に土砂等を撤去等する必要がある。	③イ	—
17	別所国有林外1応急対策作業	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本 浩	大津市瀬田3-40-18	H25.10.8	森本建設株式会社	滋賀県高島市マキノ町浦34	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	6,520,500	—	—	9月16日の台風18号による集中豪雨により、滋賀県近江八幡市の別所国有林外において山腹崩壊が発生し下流の牧場、用水路等へ土砂が流出するなど被害を及ぼした。このまま放置しておく被害が拡大する恐れがあるため、緊急に土砂等を撤去等する必要がある。	③イ	—
18	三上山国有林外1応急対策作業	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本 浩	大津市瀬田3-40-18	H25.10.8	別府建設株式会社	三重県四日市市小林町3018-10	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	7,245,000	—	—	9月16日の台風18号による集中豪雨により、滋賀県野洲市の三上山国有林において山腹崩壊が発生し下流の人家、寺院、墓地等へ土砂が流出するなど被害を及ぼした。このまま放置しておく被害が拡大する恐れがあるため、緊急に土砂等を撤去等する必要がある。	③イ	—
19	追分国有林外5応急対策作業	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本 浩	大津市瀬田3-40-18	H25.10.8	株式会社 目片工務店	滋賀県大津市北大路1-7-15	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	9,345,000	—	—	9月16日の台風18号による集中豪雨により、滋賀県大津市の追分国有林外において溪流内の土砂が下流の住宅地等へ流出するなど被害を及ぼした。このまま放置しておく被害が拡大する恐れがあるため、緊急に土砂等を撤去等する必要がある。	③イ	—
20	限戸国有林森林除染事業(湯沢地区)一式	分任支出負担行為担当官 福島森林管理署白河支署長 相原慎二	福島県白河市郭内128-1	H25.11.18	西白河地方森林組合	福島県白河市旭町1-242	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	2,625,000	—	—	除染作業については市町村が策定した国有林を含む除染計画に基づき実施するもので、効率的に実施するためには市町村が発注した近隣民有林の除染事業と一体的に実施する必要があり、早期に契約する必要があるため。	③イ	—
21	関寺国有林外1応急対策作業	分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 北本 浩	大津市瀬田3-40-18	H25.11.5	株式会社 ミナミ	滋賀県大津市本堅田5-17-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	19,820,346	—	—	9月16日の台風18号による集中豪雨により、滋賀県大津市の関寺国有林において溪流内の土砂が下流の住宅地、国道、鉄道等へ流出するなど被害を及ぼした。このまま放置しておく被害が拡大する恐れがあるため、緊急に土砂等を撤去等する必要がある。	③イ	—
22	国家賠償等請求事件に係る行政意見書作成及び公判に係る指導一式	支出負担行為担当官 四国森林管理局長 新本雅之	高知県高知市丸ノ内1-3-30	H25.12.2	高田法律事務所	東京都千代田区有楽町1-9-4	会計法第29条の3第4項(特定情報)	—	1,000,000	—	—	本件訴訟は、国有林林道の管理責任が問われているものであり、判決は国の管理責任が問われる他の類似事故等にも影響するものであること。 裁判における行政意見書の作成には、高度の法的・専門的知識を有すると共に、国有林野事業における訴訟において実務経験の豊富な者の判断が不可欠であるため、過去に同様の訴訟案件の対応経験があり、国有林野事業の内容に精通しており、迅速かつ的確に対応できる唯一の者である林野庁顧問弁護士(平成24年度)を契約相手方とした。	①ニ(ハ)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
23	平成25年度農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査業務(農地管理実態調査)(秋田県)	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐々木康雄	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号	H25.10.1	秋田県農業試験場	秋田県秋田市雄和和相川字源八沢34番1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	2,049,000	2,049,000	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	①ニ(ハ)	—
24	平成25年度農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査業務(農地管理実態調査)(宮城県)	支出負担行為担当官 東北農政局長 佐々木康雄	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号	H25.10.1	宮城県古川農業試験場	宮城県大崎市古川大崎字富国88	会計法第29条の3第4項(特定情報)	1,674,000	1,674,000	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	①ニ(ハ)	—
25	名取川特定災害復旧事業木流堀排水路災害復旧(その1)及び(その2)工事に係る電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.10.1	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
26	米沢平野二期農業水利事業東幹線用水路他管理用道路整備工事に係る土地売買代金1式	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.10.18	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
27	和賀中央農業水利事業所庁舎及び駐車場賃借一式	分任支出負担行為担当官 東北農政局和賀中央農業水利事業所長 小野寺 悟	岩手県北上市柳原町2-3-20	H25.10.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	—	1,176,000	—	—	当該場所で行えば行政事務を行う事が不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため	①ロ	—
28	仙台東災害復旧関連区画整理事業農地復旧及び除塩(その15)工事に係る電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.11.1	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
29	米沢平野二期農業水利事業大谷地排水門改修工事に係る損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.11.14	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
30	仙台東災害復旧関連区画整理事業農地復旧及び除塩(その15)工事に係る電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.11.19	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
31	小田川二期農業水利事業 第2号幹線用水路水路調整弁その他工事に係る土地売買契約金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.11.20	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
32	小田川二期農業水利事業 第2号幹線用水路調整弁その他工事に係る土地売買契約金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 廣瀬 峰生	青森県つがる市木造萩野18-7	H25.11.20	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
33	米沢平野二期農業水利事業用水管理施設に係る地役権設定対価	分任支出負担行為担当官 東北農政局米沢平野農業水利事業所長 相澤顕之	山形県米沢市駅前三丁目1-19	H25.12.13	一般財団法人 大字川井	山形県米沢市大字川井55番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
34	名取川特定災害復旧事業業の木堀排水路災害復旧(その1)工事に係る電気工作物移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局仙台東土地改良建設事業所長 赤倉正弘	仙台市宮城野区五輪1-3-20	H25.12.25	東北電力株式会社 宮城支店	仙台市青葉区中央4-6-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
35	第二田沢幹線用水路工事に係る既存施設損害等費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局田沢二期農業水利事業所長 照井敏弘	秋田県大仙市大曲川原町9-17	H25.11.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
36	3・5号調整水槽施設用地に係る土地取得代金一式	支出負担行為担当官 関東農政局長 藤本潔	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H25.10.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地売買に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
37	印旛沼二期農業水利事業 宗吾北支線用水路工事外に係る物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和彦	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.10.1	東京電力株式会社 成田支社	千葉県成田市花崎町822-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
38	印旛沼二期農業水利事業 宗吾北機場建設工事に係る物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和彦	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.10.1	東京電力株式会社 成田支社	千葉県成田市花崎町822-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
39	印旛沼二期農業水利事業 宗吾北幹線用水路その1工事に係る物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長 及川和彦	千葉県佐倉市宮小路町28番地	H25.10.1	東京電力株式会社 成田支社	千葉県成田市花崎町822-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
40	一般県道城里那珂線(仮称)那珂川新橋橋梁添架物設置に伴う原因者負担金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所長 田上秀彦	茨城県水戸市中河内町960-1	H25.10.3	道路管理者茨城県知事橋本昌	茨城県水戸市笠原町978-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	-	19,701,000	-	-	道路法第58条第1項の規定による	①イ(イ)	-
41	北総中央農業水利事業 末端加圧機場工事(五区ポンプ製作据付)に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.10.7	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地売買に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
42	北総中央農業水利事業 北総中央農業水利事業 末端加圧機場工事(四区ポンプ製作据付)に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.10.8	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地売買に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
43	北総中央農業水利事業 末端加圧機場工事(四区ポンプ製作据付)に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.10.8	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地売買に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
44	南部幹線水路工事に係る地役権設定対価一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所 長 藤 藤 宗 治	千葉県東金市松之郷2333	H25.10.10	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
45	北総中央農業水利事業 1号送水路工事に係る土地使用等補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.10.24	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
46	北総中央農業水利事業 1号送水路工事に係る土地使用等補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.10.24	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
47	北総中央農業水利事業 1号送水路工事に係る土地取得代金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.10.28	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地売買に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
48	笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 左岸幹線法面補修その他工事に係る土地使用補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.10.30	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
49	笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 左岸幹線法面補修その他工事に係る損失補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.10.30	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
50	大井川用水(二期)農業水利事業島田1号・2号水路工事(その1)施設用地に係る土地取得代金一式	支出負担行為担当官 関東農政局長 藤本 潔	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H25.11.1	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
51	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所 所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.15	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
52	北総中央農業水利事業 1号送水路工事に係る電気工作物移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局北総中央農業水利事業所 長野道彰一	千葉県八街市八街に456-1	H25.11.26	東京電力株式会社 成田支社	千葉県成田市花崎町822-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
53	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
54	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
55	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
56	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
57	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
58	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
59	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
60	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
61	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
62	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
63	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
64	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
65	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
66	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
67	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
68	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.5	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
69	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.11.7	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
70	両総農業水利事業 大須賀川排水路工事に係る物件移転補償金一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.11.13	東京電力株式会社 成田支社	千葉県成田市花崎町822-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
71	笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 左岸幹線法面補修その他工事に係る土地使用補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 所長 丸田雅博	静岡県菊川市加茂2280-1	H25.11.14	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
72	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.12.6	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
73	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.12.11	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
74	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.12.11	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
75	中信平二期農業水利事業 右岸幹線の区分地上権設定に係る対価補償金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局中信平二期農業水利事業所長 江上 博司	長野県松本市大字島立2167-5	H25.12.11	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
76	大井川用水(二期)農業水利事業坂部川崎線水路整備工事(その1-1)に係る区分地上権設定対価 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局大井川用水農業水利事業所長 松井 俊英	静岡県島田市中央町30-1	H25.12.17	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
77	東部幹線用水路その3-1工事に係る費用負担金 一式	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 播磨 宗治	千葉県東金市松之郷2333	H25.12.24	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
78	岸波排水路(東中工区)その2工事及びその4工事の施行に伴う支障水道管の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽 泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.10.1	砺波市水道事業者	富山県砺波市栄町7番3号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,887,300	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
79	岸波排水路(東中工区)その5工事の施行に伴う支障水道管の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽 泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.10.1	砺波市水道事業者	富山県砺波市栄町7番3号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,857,700	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
80	岸波排水路(林工区)その5工事及びその6工事の施行に伴う支障水道管の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽 泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.10.1	砺波市水道事業者	富山県砺波市栄町7番3号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	6,869,200	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
81	荒又排水路(横越工区)その3~その5工事の施行に伴う支障上水道管の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.10.4	高岡市水道事業管理者	富山県高岡市広小路7番50号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,550,000	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
82	幹線導水路(上野工区)工事施行に伴う支障電気通信設備の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長 渡邊昭弘	新潟県柏崎市南半田18番15号	H25.10.7	東日本電信電話株式会社 新潟支店	新潟市中央区東堀通7番町1017-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,519,530	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
83	荒又排水路(横越工区)その6~その7工事の施行に伴う支障上水道管の移設補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.10.9	高岡市水道事業管理者	富山県高岡市広小路7番50号	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	8,354,000	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
84	荒又排水路工事に伴う区分地上権設定補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.11.18	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
85	荒又排水路工事の施行に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 大羽泉	富山県砺波市幸町8番20号	H25.11.20	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
86	九頭竜川左岸用水路工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H25.12.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
87	九頭竜川左岸用水路工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H25.12.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
88	九頭竜川左岸用水路工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H25.12.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
89	河合春近用水路八ヶ川放流工設置工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H25.12.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
90	河合春近用水路八ヶ川放流工設置工事に伴う用地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H25.12.3	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
91	芝原2号用水路工事の施行に伴う損失補償	支出負担行為担当官 北陸農政局長 齊藤政満	石川県金沢市広坂2-2-60	H25.12.10	福井市長 東村新一	福井県福井市大手3-10-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	50,420,774	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
92	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営初瀬川線(三河支線その5他)改修工事に伴う土地 使用補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.21	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及び契約の相手 方が特定されており、競争が許されないため、 随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
93	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営初瀬川線(三河支線その5他)改修工事に伴う土地 使用補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.21	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及び契約の相手 方が特定されており、競争が許されないため、 随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
94	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営飛鳥2号工区桜川線他改修工事に伴う土地 使用補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.23	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等の 権利者との契約であり、場所及び契約の相手 方が特定されており、競争が許されないため、 随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
95	7~9月分事務所維持管理費(大和紀伊平野)	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.28	大和平野土地 改良区	奈良県橿原市 城殿町459番 地	会計法第29条の3第4項(賃 借契約)	2,006,166	2,006,166	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定される賃貸借に付随する分借金 であるため随意契約を行うものである。	①□	-
96	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営曾我川工区西部幹線その7改修工事に伴う地上 権設定補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.28	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所及び契約の相 手方が特定されており、競争が許されないた め、随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
97	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営曾我川工区西部幹線その7改修工事に伴う地上 権設定補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.28	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う地上権設定に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所及び契約の相 手方が特定されており、競争が許されないた め、随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
98	大和紀伊平野農業水利事業(一期)国営東部幹線水路馬場サイホン他改修工事に伴う土地 使用補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.10.29	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所及び契約の相 手方が特定されており、競争が許されないため、 随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
99	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀の川左岸支線水路(満屋水路)その1改修工事に伴う 土地 使用補償契約	分任支出負担 行為担当官 近 畿農政局大和 紀伊平野農業 水利事務所長 尾崎明久	奈良県橿原市 城殿町459番 地	H25.11.11	個人情報非公 表	個人情報非公 表	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約 を行うものであり、工事に必要となる土地等 の権利者との契約であり、場所及び契約の相 手方が特定されており、競争が許されないため、 随意契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-
100	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営初瀬川線(三河支線その5他)改修工 事 土地取得対価相当額の補償契約	支出負担行為 担当官 近畿農 政局長 中村英 男	京都市上京区 西洞院通り下長 春町下ル丁子 風呂町	H25.11.13	奈良県農業協 同組合	奈良県奈良市 大森町57-3	会計法第29条の3第4項(用 地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる 損害に関して契約を行うものであり、工事に起 因して損害等を受ける権利者との契約であり、 場所及び契約相手方が特定されるため、随意 契約をおこなうものである。	①□に準ずると認めら れるもの(財務省に個 別に協議し認められた もの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
101	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(山東支線)海南工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.11.15	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
102	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営佐保川2工区小原池支線他改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.11.15	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
103	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曾我川工区曾我川右岸線その1改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.11.15	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
104	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営御所工区東寺田線他改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.11.29	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
105	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営飛鳥2号工区桜川線他改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.12.13	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
106	大和紀伊平野農業水利事業(二期)山田ダム水路(山東支線)海南工区その3改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.12.13	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
107	大和紀伊平野農業水利事業(二期)県営初瀬川工区第1号幹線その10他改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.12.13	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
108	大和紀伊平野農業水利事業(二期)団体営曾我川工区曾我川左岸線その3改修工事に伴う土地取得対価相当額補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長尾崎明久	奈良県橿原市城殿町459番地	H25.12.24	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
109	吉野川下流域農地防災事業平成25年度国営分水工別受益面積整理委託(その2)業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長石川 佳市	徳島県板野郡板野町川端宇庄境2-1	H25.10.4	吉野川下流域土地改良区	徳島県鳴門市大麻町萩原字アコモン3-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	3,423,000	3,423,000	100.0%	-	本委託業務は、土地改良区が所有し、土地改良法29条第4項の規定により、組合員及び事業に利害関係のある者以外には開示できないこととなっている土地原簿のデータを用いる必要があり、契約の相手方が法令の規定により一に定められているため。	①イ(イ)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
110	平成25年度国営造成水利施設保全対策指導事業笠岡湾干拓地区共用導水路施設機能診断委託事業	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務 所長 中西昭弘	広島県広島市 安佐北区可部 2-6-15	H25.10.8	岡山県公営企業管理者	岡山県岡山市 北区内山下2-4-6	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	10,793,645	10,793,645	100.0%	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(ニ)	—
111	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(大寺工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H25.10.21	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,829,716	—	—	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
112	香川用水土器川沿岸農業水利事業 金蔵寺幹線水路改修工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市 飯山町川原11 14-1 飯山市 民総合センター 3F	H25.10.29	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,259,766	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
113	南周防農地整備事業 宮ヶ原・中村団地埋蔵文化財発掘調査委託業務	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 南周防農地整備事業所長 菊池 由則	山口県熊毛郡 田布施町大字 波野585-1	H25.11.5	柳井市	山口県柳井市 南町1-10-2	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	11,624,400	11,624,400	100.0%	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの。	①イ(ニ)	—
114	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(3号水位流量調整施設)放流工工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H25.11.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,950,880	—	—	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
115	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(3号水位流量調整施設)放流工工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H25.11.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	3,796,800	—	—	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
116	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(3号水位流量調整施設)放流工工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H25.11.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	3,149,600	—	—	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
117	吉野川下流域農地防災事業柿原取水口等に係る工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 四国東部農地防災事務所長 石川 佳市	徳島県板野郡 板野町川端字 庄境2-1	H25.11.21	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,059,148	—	—	公共事業の施工に伴う事業損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
118	香川用水土器川沿岸農業水利事業 吉野幹線水路改修(その3)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市 飯山町川原11 14-1 飯山市 民総合センター 3F	H25.11.25	有限会社 古市 工務店	香川県仲多度 郡まんのう町 吉野874番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,766,605	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
119	香川用水土器川沿岸農業水利事業 飯野幹線水路(下流)改修工事(その3-1)に伴う補償金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 香川用水土器川沿岸農業水利事業所長 本間 新哉	香川県丸亀市 飯山町川原114-1 飯山市民総合センター3F	H25.11.29	板屋神社 崇敬会	香川県丸亀市 飯野町東2574番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,959,110	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
120	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(3号水位流量調整施設)放流工工事に係る土地売買代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 田野井 雅彦	岡山県岡山市 北区下石井1-4-1	H25.12.12	個人情報非公開	個人情報非公開	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	17,968,160	-	-	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
121	岡山南部農業水利事業 玖樋堰建設工事に伴う補償代	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局岡山南部農業水利事業所長 江間敏介	岡山県総社市 中央1-5-35	H25.12.17	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,973,894	-	-	事業に係る土地の補償代金であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
122	斐伊川沿岸農業水利事業 平田船川漁船施設工事に伴う電線路移転補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局 斐伊川沿岸農業水利事業所長 宗岡 一正	島根県出雲市 斐川町莊原105	H25.12.18	中国電力株式会社 出雲営業所	島根県出雲市 小山町225	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,056,504	-	-	事業に係る電線路移転補償契約であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
123	平成25年度肝属中部(二期)農業水利事業 鹿屋幹線水路(南町司工区)その他工事に伴う埋蔵文化財(住吉遺跡)発掘調査委託事業 鹿屋島鹿屋市南町地内 H25.10.15~H26.3.20 調査	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 川端正一	鹿児島県鹿屋市 新川町597	H25.10.15	鹿屋市	鹿児島県鹿屋市 共栄町20-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	4,579,029	4,579,029	100.0%	-	(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	①イ(二)	-
124	平成25年度電力需給に伴う電力設備の工事費負担金契約(外園揚水機場) 工事費負担金 一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 森山 信弘	鹿児島県曾於市 財部町南俣667	H25.10.17	九州電力株式会社 鹿屋営業所	鹿児島県鹿屋市 札元2-3792-5	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	3,238,484	3,238,484	100.0%	-	電気事業法の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	-
125	玉名横島海岸保全事業堤中詰(末広工区1-1)工事他に伴う建物等修復補償 一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局玉名横島海岸保全事業所長 植木 義春	熊本県玉名市 横島町横島2081	H25.10.18	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
126	筑後川下流左岸農地防災事業岩神線(白鳥工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市 津福今町472-31	H25.10.22	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市 不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,271,883	1,271,883	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
127	浜ノ瀬ダム発電所系統連系工事 宮崎県小林市須木鳥田町及び東方地内 H25.10.31~H26.3.31 工事費負担金 一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局西諸農業水利事業所長 橋本 晃	宮崎県小林市 堤3020-5	H25.10.31	九州電力株式会社 都城営業所	宮崎県都城市 姫城町33-5	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	20,719,830	20,719,830	100.0%	-	電気事業法の規定により、契約の相手方が一に定められているため。	①イ(イ)	-
128	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(西の前下流工区)工事に伴う電気工作物移設補償 電気工作物移設 一式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市 津福今町472-31	H25.11.5	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市 原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,095,974	2,095,974	100.0%	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
129	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島2号線(江島工区)工事に伴う電気工作物移設補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.11.6	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,899,184	1,899,184	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
130	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1-1号線(郷原工区)工事に伴う電気工作物移設補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.11.7	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	2,892,830	2,892,830	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
131	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(六合南工区)工事に伴う電気工作物移設補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.11.7	九州電力株式会社 大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,892,184	1,892,184	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
132	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(高原下流工区)建設工事に伴う水道管等移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 上潟口芳隆	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.11.8	小城市長	佐賀県小城市三日町神田2312-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,872,400	3,872,400	100.0%	—	公共事業の施行に伴う水道管の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
133	筑後川下流左岸農地防災事業中木室1号線(四ヶ所工区)工事に伴う電気工作物移設補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.11.13	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	4,287,834	4,287,834	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
134	平成25年度筑後川下流右岸農地防災事業神埼3号線(嘉納工区)工事に伴う電気工作物移設補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 利根基文	佐賀県神埼市千代田町直島166-1	H25.11.18	九州電力株式会社 佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	3,484,958	3,484,958	100.0%	—	公共事業の施行に伴う電気工作物の移設等工事の補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
135	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島4号線(北ノ浦下流工区)工事に伴う電気工作物移設補償電気工作物移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.12.2	九州電力株式会社 福岡お客さまセンター久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	5,063,554	5,063,554	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
136	肝属中部(二期)農業水利事業主要幹線水路(野崎津曲その2工区)工事に係る費用負担契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事業所長 川端正一	鹿児島県鹿屋市新川町597	H25.12.12	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
137	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島4号線(北ノ浦下流工区)工事に伴う有線放送設備移設等工事補償有線放送設備移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 後田靖広	福岡県久留米市津福今町472-31	H25.12.13	大木町	福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	1,015,350	1,015,350	100.0%	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部署の名称	所在地		商号または名称	住所								
138	沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁工事に伴う土地売買契約代	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 楠晴王	鹿児島県大島郡知名町知名85	H25.12.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
139	沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁工事に伴う土地売買契約代	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 楠晴王	鹿児島県大島郡知名町知名85	H25.12.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
140	沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁工事に伴う土地売買契約代	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 楠晴王	鹿児島県大島郡知名町知名85	H25.12.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
141	沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁工事に伴う損失補償契約代	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 楠晴王	鹿児島県大島郡知名町知名85	H25.12.19	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-